

下 教 政 第 7 4 4 号
令和3年（2021年）5月6日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和元年（2019年）7月12日付 監査報告第14号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

菊川教育支所所管の事項

【指摘事項】

- (1) 1通の下関市菊川ふれあい会館使用許可書のなかに、欄によって異なる使用時間（「12時～17時」と「12時～18時」）が記載されているため、使用を許可した時間が不明確な事例があった。そのため、徴収した使用料の額（「12時～17時」として徴収）が正確かどうか不明確である。疑義が生じないように、チェックを強化し、適正に事務処理されたい。

（措置状況）

下関市菊川ふれあい会館の使用許可書には、使用許可する時間を記載する欄（例：「12時～17時」のように記載）と使用許可する時間区分に「○」を記入する欄があります。今回の指摘は、これら二つの欄に記入された内容が一致していなかったことによります。

今回の指摘を受け、使用許可にあたっては、不一致を防止するため、これらの欄のどちらか一方のみに記入するように記入方法を変更しました。具体的には、下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例別表第1の時間区分どおりに使用許可をする場合には、使用時間の欄には何も記入せず、時間区分の欄に「○」を記入することとし、時間区分を超過して使用する際に追加の使用許可をする場合には、時間区分の欄には何も記入せず、その超過する使用時間を使用時間の欄に記入します。

この変更は、令和3年度から実施しています。

- (2) 講師の謝礼を支出する場合に、支出金額の算定根拠が不明確であった。同じ事業であるにもかかわらず、謝礼の額に講師間で差がある事例があるが、執行伺には謝礼の額について「7,000円×1人＝7,000円」のような記載しかなく、また、算定シートなどの資料もないため、差が生じる理由が確認できない状況である。疑義が生じることがないように、算定根拠を明確にされたい。

(措置状況)

謝礼の額に差が生じる要素としては、講義時間の長短、講師が機材等を持ち込むことの有無、講師が材料を準備することの有無等があります。現在は、執行伺書に講師謝礼額の算定についての記述をしています。

【意見】

(1) 下関市菊川ふれあい会館を営利目的で使用する場合の「使用料の加算率」の設定が不合理ではないかと思料された。

同会館の使用料の算定では、下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の規定により、使用者が入場料等を徴収する場合や営利を目的として使用する場合には、入場料等の額に応じて算定される加算額が基本使用料に加算されることになっている。加算される額を算定する割合（以下「加算率」という。）の区分を要約すると、次のとおりである。

ア 非営利目的で使用、入場料等を徴収する 最大120%

イ 営利目的で使用、入場料等を徴収する 最大120%

ウ 営利目的で使用、入場料等を徴収しない 150%

このように設定されているため、営利目的で使用する場合に、少額の入場料等を徴収することによって、徴収しない場合よりも大幅に低い加算率が適用されることになる。現に、ある団体が総会の会場として使用した場合に、営利目的での使用と認定されたが、100円を徴収することで加算率が最小の50%になっている事例があった。対して、別の団体が親睦会の会場として使用した場合に、入場料等を徴収しないために加算率が150%となった事例があり、入場料等を徴収することで加算率が低くなる現行の取扱いは公平か疑義がある。

また、本市の他の施設では、営利目的で使用する場合の加算率は、入場料等の徴収の有無や金額の多少に関係なく一律の割合が設定されており、下関市菊川ふれあい会館だけが徴収の有無や金額の

多少により割合に段階を設けている。

加算率の設定が適当か検証のうえ、必要に応じて条例の見直しを検討されたい。

(措置状況)

下関市菊川ふれあい会館を営利目的で使用する場合の「使用料の加算率」の設定については、令和元年12月19日下関市条例第58号「下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例」により、入場料等の有無や徴収する額の多少にかかわらず、最大の加算率(150%)を適用するように見直し、令和2年4月1日より施行しました。

以上